

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 元年 10月 28日
発信課	防災安全部交通防犯課
担当者	阿部・宮崎
連絡先	電 話 25-6215(直通)
	FAX 25-9835
	E-mail kotsubohan@city.asahikawa.lg.jp

分 類	その他
日 程	月 日
発表項目 (行事名)	旭川市街頭防犯カメラシステムの運用開始について
概 要  (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 経緯 本市では、「旭川市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例」をはじめ、「旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例」などを制定し、「3・6街」を中心とした指定区域内での客引き・勧誘・誘引行為や客待ち行為を禁止しています。 また、北海道迷惑防止条例におきましても、「3・6街」が客待ち行為規制指定地域となっているところでもあります。 数年前より、市民や観光客から一部で悪質な客引き勧誘等が見受けられるとの声も寄せられておりますことから、犯罪抑止に効果が期待できる街頭防犯カメラを「3・6街」を中心に設置いたしました。</p> <p>2 街頭防犯カメラ (1)カメラ設置台数 8台 (2)設置場所 昭和通り1条通～4条通(6台)、3条本通り5丁目(1台)、3・4条中通り6丁目(5丁目側)(1台) (3)仕様 ア)カメラ ・解像度はフルハイビジョンまで可能 ・個人情報保護の観点から必要に応じマスクングの設定が可能 イ)録画装置 ・常時書き込みながらハードディスクに保存 (4)画像閲覧方法 ・交通防犯課に配置した専用ノートパソコンをカメラの設置場所に持参し、Wi-Fiによる無線LAN通信で画像をダウンロードする方法 (5)画像提供 ・文書により捜査機関から犯罪や事故の捜査目的による照会を受けた場合 ・法令等の規程に基づく場合 ・人の生命・身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由がある場合</p> <p>3 運用開始日 令和元年10月1日</p>
添付資料	<p style="text-align: center;">有 (設置箇所図)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

# 街頭防犯カメラ設置箇所

